証券コード　1662
2020年６月４日

株　主　各　位

東京都千代田区丸の内一丁目７番12号
石油資源開発株式会社
代表取締役社長　藤　田　昌　宏

# 第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

**なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、お手数ながら次頁の「４．議決権の行使について」をご参照のうえ、2020年６月25日（木曜日）午後５時35分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

**１．日　　時**　2020年６月26日（金曜日）午前10時

**２．場　　所**　東京都千代田区丸の内一丁目７番12号
ステーションコンファレンス東京 「サピアホール」
（サピアタワー５階）
（末尾の「株主総会会場案内図」をご参照のうえ、ご来場下さい。）

**３．目的事項**

報告事項　１．第50期（自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第50期（自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）計算書類報告の件

**決議事項**

**第１号議案**　剰余金の処分の件
**第２号議案**　定款中一部変更の件
**第３号議案**　取締役12名選任の件
**第４号議案**　役員賞与支給の件
**第５号議案**　取締役等に対する業績連動型株式報酬制度導入の件
**第６号議案**　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

## ４．議決権の行使について

**【書面（議決権行使書）による議決権の行使】**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）午後５時35分までに到達するようご送付下さい。

**【電磁的方法（インターネット）による議決権の行使】**

(1) 当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、2020年６月25日（木曜日）午後５時35分までにご行使下さい。

(2) 同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。なお、その他詳細につきましては34頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認下さいますようお願い申し上げます。

**【重複行使の取扱い】**

(1) 議決権行使書とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

(2) インターネットにより、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

以　上

---

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

※下記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.japex.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

①事業報告の「２．会社の現況」のうち、「(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」及び「(6) 株式会社の支配に関する基本方針」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

監査役が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、連結計算書類及び計算書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記①から③までの事項となります。

会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に添付の連結計算書類及び計算書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記②及び③の事項となります。

※株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.japex.co.jp/）に掲載させていただきます。

※株主総会決議通知の発送は取り止めたため、本総会の結果は株主総会後にインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.japex.co.jp/）に掲載させていただく予定です。

# 株主総会参考書類

**第１号議案　剰余金の処分の件**

当社は、新規埋蔵量の確保や供給インフラ整備・拡充に係る投資などを踏まえた内部留保を考慮しつつ、各期の利益状況や今後の資金需要等を総合的に勘案したうえで、長期安定配当を行うことを基本方針としております。

第50期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類　金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき　　金25円

配当総額　　金1,428,811,825円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日　2020年６月29日

**第２号議案　定款中一部変更の件**

１．変更の理由

今後の経営環境の変化に対応できる経営体制の構築、経営責任の明確化及び株主の皆様の信任の機会の増加によるコーポレート・ガバナンスの一層の強化等を目的に、取締役の任期を現行の２年から１年に短縮することとし、現行定款第23条（取締役の任期）について必要な変更を行うものであります。

２．変更の内容

下記対照表の変更案のとおり改めるものであります。

（下線は変更部分）

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
|---|---|
| （取締役の任期）<br>第23条　取締役の任期は、選任後<u>２</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br><u>２　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> | （取締役の任期）<br>第23条　取締役の任期は、選任後<u>１</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>［削　除］ |

**第３号議案　取締役12名選任の件**

第２号議案が承認可決され取締役の任期が短縮されることを条件として、本総会終結の時をもって、取締役　渡辺　修、藤田昌宏、檜貝洋介、井上尚久、大関和彦、伊藤　元、平田敏幸、山下通郎、石井美孝、小島　明、伊藤鉄男、山下ゆかりの各氏（全員）は、任期が満了いたしますので、今後の経営体制を強化し、当社長期ビジョン及び中期事業計画をさらに推進するため、社外取締役１名の増員を含む、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 渡辺（わたなべ）　修（おさむ）<br>(1940年12月６日生)<br>再任 | 1964年４月　通商産業省入省<br>1997年７月　通商産業事務次官<br>2002年７月　日本貿易振興会理事長（のち（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）理事長）<br>2007年６月　当社代表取締役副社長<br>2008年６月　〃　代表取締役社長<br>2016年６月　〃　代表取締役会長（現在に至る）<br>（重要な兼職の状況）<br>カナダオイルサンド㈱取締役<br>日本海洋石油資源開発㈱取締役 | 44,600株 |
| | 【当期開催の取締役会への出席状況】13回中12回（92%）<br>【取締役候補者とした理由】<br>渡辺　修氏は、官庁等におけるエネルギー行政をはじめとする豊富な行政経験を通じた高い見識を有するとともに、2007年から2016年まで当社の代表取締役副社長、社長を歴任し、当社グループの事業の推進に大きく貢献しており、会長就任後は、大所高所から的確に経営指南していることから、引き続き取締役候補者としました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式数 |
|---|---|---|---|
| 2 | 藤田昌宏<br>(1954年11月12日生)<br>再任 | 1977年４月　通商産業省入省<br>2008年７月　経済産業省貿易経済協力局長<br>2010年11月　住友商事㈱執行役員<br>2018年６月　同社代表取締役副社長執行役員<br>2019年４月　〃　代表取締役社長付<br>2019年６月　当社代表取締役副社長執行役員<br>2019年10月　〃　代表取締役社長社長執行役員（現在に至る）<br>（重要な兼職の状況）<br>日本海洋石油資源開発㈱代表取締役社長<br>㈱ジャペックスガラフ代表取締役社長<br>ジャペックス モントニー社会長 | 1,000株 |
| | 【2019年６月27日選任後当期開催の取締役会への出席状況】10回中10回（100%）<br>【取締役候補者とした理由】<br>藤田昌宏氏は、官庁におけるエネルギー行政をはじめとする豊富な行政経験及び他の民間企業における国際的な資源・エネルギー事業に係る経営経験を通じた高い見識を有するとともに、2019年に代表取締役副社長執行役員、続いて同年、代表取締役社長に就任以来、厳しい経営環境のなか、中心となって当社グループの事業を推進していることから、引き続き取締役候補者としました。 | | |
| 3 | 檜貝洋介<br>(1955年４月９日生)<br>再任 | 1978年４月　当社入社<br>2003年９月　〃　資材部長<br>2007年６月　〃　総務部長<br>2009年６月　〃　執行役員総務部長<br>2010年６月　〃　執行役員<br>2012年６月　〃　常務執行役員<br>2013年６月　〃　常務取締役<br>2015年６月　〃　常務取締役営業本部長 兼 相馬プロジェクト本部副本部長<br>2016年６月　〃　専務取締役営業本部長 兼 相馬プロジェクト本部副本部長<br>2018年６月　〃　取締役専務執行役員営業本部長<br>2019年６月　〃　代表取締役副社長執行役員営業本部長（現在に至る）<br>（重要な兼職の状況）<br>㈱ジャペックスエネルギー取締役<br>北九州エル・エヌ・ジー・ローリー販売㈱取締役 | 6,400株 |
| | 【当期開催の取締役会への出席状況】13回中13回（100%）<br>【取締役候補者とした理由】<br>檜貝洋介氏は、当社資材、総務、営業部門の業務における豊富な経験及び知見を有しており、現在は代表取締役副社長執行役員として社長を補佐するとともに、秘書室担当、資材部担当及び営業本部長の職務を担い、会社の適切な運営・管理及び当社グループの事業の推進に大きく貢献していることから、引き続き取締役候補者としました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式数 |
|---|---|---|---|
| 4 | 大関和彦<br>(おおぜきかずひこ)<br>(1957年１月19日生)<br>再任 | 1980年４月　当社入社<br>2005年６月　〃 海外本部イラク室長<br>2010年２月　〃 イラク事業推進本部副本部長<br>2010年６月　〃 執行役員イラク事業推進本部副本部長<br>2011年６月　〃 執行役員中東・アフリカ・欧州事業本部長補佐<br>2013年６月　〃 常務執行役員中東・アフリカ・欧州事業本部長補佐<br>2013年８月　〃 常務執行役員中東・アフリカ・欧州事業本部副本部長<br>2014年１月　〃 常務執行役員<br>2015年６月　〃 常務取締役環境・新技術事業本部長<br>2016年６月　〃 常務取締役<br>2018年６月　〃 取締役常務執行役員<br>2019年８月　〃 取締役常務執行役員アジア・オセアニア事業本部長<br>2019年10月　〃 取締役常務執行役員<br>2020年２月　〃 取締役常務執行役員アジア・オセアニア事業本部長<br>（現在に至る） | 5,200株 |
| | 【当期開催の取締役会への出席状況】13回中13回（100%）<br>【取締役候補者とした理由】<br>大関和彦氏は、当社海外事業、環境・新技術事業部門の業務における豊富な経験及び知見を有しており、現在は取締役常務執行役員として海外事業全般を統括するとともに、海外コマーシャル室担当、新規事業推進室担当、アジア・オセアニア事業本部長の職務を担い、会社の適切な運営・管理に大きく貢献していることから、引き続き取締役候補者としました。 | | |

<table>
<tr><th>候補者<br>番号</th><th>氏　　名<br>(生　年　月　日)</th><th>略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する<br>当社株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>石井美孝<br>(1957年４月３日生)<br>再任</td><td>1981年４月　当社入社<br>2010年４月　〃　長岡鉱業所技術部長<br>2014年６月　〃　執行役員国内事業本部長岡鉱業所長<br>2017年４月　〃　執行役員長岡事業所長<br>2017年６月　〃　常務執行役員長岡事業所長<br>2017年11月　〃　常務執行役員広域ガス供給本部副本部長 兼 相馬プロジェクト本部副本部長<br>2018年６月　〃　取締役常務執行役員広域ガス供給本部長 兼 相馬プロジェクト本部長<br>2018年10月　〃　取締役常務執行役員広域ガス供給本部長 兼 相馬・電力事業本部長（現在に至る）<br>（重要な兼職の状況）<br>福島ガス発電㈱代表取締役社長</td><td>2,400株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【当期開催の取締役会への出席状況】13回中13回（100%）<br>【取締役候補者とした理由】<br>石井美孝氏は、石油鉱業における掘削技術を専門とするとともに、当社国内事業部門における豊富な経験及び知見を有しており、現在は取締役常務執行役員として、導管事業部担当、広域ガス供給本部長及び相馬・電力事業本部長の職務を担い、当社グループの事業の推進に大きく貢献していることから、引き続き取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>伊藤　元<br>(1957年５月27日生)<br>再任</td><td>1980年４月　通商産業省入省<br>2006年７月　経済産業大臣官房審議官<br>2010年10月　当社社長命嘱託<br>2012年６月　〃　執行役員米州・ロシア事業本部副本部長<br>2015年６月　〃　常務執行役員米州・ロシア事業本部副本部長<br>2016年６月　〃　常務取締役米州・ロシア事業本部副本部長<br>2018年６月　〃　取締役常務執行役員米州・ロシア事業本部長（現在に至る）<br>（重要な兼職の状況）<br>ジャペックス モントニー社社長<br>サハリン石油ガス開発㈱取締役</td><td>3,300株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【当期開催の取締役会への出席状況】13回中13回（100%）<br>【取締役候補者とした理由】<br>伊藤　元氏は、官庁における国際経験やエネルギー行政、当社海外事業部門における豊富な経験及び知見を有しており、現在は取締役常務執行役員として、米州・ロシア事業本部長の職務を担い、当社グループの事業の推進に大きく貢献していることから、引き続き取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式数 |
|---|---|---|---|
| 7 | 平田 敏幸<br>(ひらた としゆき)<br>(1958年1月5日生)<br>再任 | 1981年4月　当社入社<br>2005年6月　ジャパン カナダ オイルサンド社社長<br>2012年6月　当社執行役員<br>2015年6月　〃 常務執行役員<br>2017年6月　〃 常務取締役<br>2018年6月　〃 取締役常務執行役員（現在に至る）<br>（重要な兼職の状況）<br>ジャパン カナダ オイルサンド社会長<br>カナダオイルサンド㈱代表取締役社長 | 2,200株 |
| | 【当期開催の取締役会への出席状況】13回中12回（92%）<br>【取締役候補者とした理由】<br>平田敏幸氏は、国内外油ガス田の開発、生産操業管理を専門とするとともに、オイルサンド事業における豊富な経験及び知見を有しており、現在は取締役常務執行役員として、カナダオイルサンドプロジェクト部担当の職務を担い、当社グループの事業の推進に大きく貢献していることから、引き続き取締役候補者としました。 | | |
| 8 | 山下 通郎<br>(やました みちろう)<br>(1959年10月27日生)<br>再任 | 1982年4月　当社入社<br>2005年6月　〃 企画室長<br>2010年4月　〃 環境・新技術事業推進本部副本部長<br>2011年6月　〃 環境・新技術事業本部副本部長<br>2013年6月　〃 執行役員<br>2016年6月　〃 常務執行役員<br>2018年6月　〃 取締役常務執行役員（現在に至る）<br>（重要な兼職の状況）<br>ジャパン カナダ オイルサンド社取締役<br>カナダオイルサンド㈱取締役 | 2,000株 |
| | 【当期開催の取締役会への出席状況】13回中13回（100%）<br>【取締役候補者とした理由】<br>山下通郎氏は、当社経理部門の業務における豊富な経験及び知見を有しており、現在は取締役常務執行役員として、経理部担当の職務を担い、会社の適切な運営・管理に大きく貢献していることから、引き続き取締役候補者としました。 | | |

<table>
<tr><th>候補者<br>番号</th><th>氏　　名<br>(生　年　月　日)</th><th>略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する<br>当社株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">9</td><td>小島　明<br>(1942年７月18日生)<br>再任</td><td>1965年４月　㈱日本経済新聞社入社<br>1997年５月　同社取締役・論説主幹<br>2000年５月　〃 常務取締役・論説主幹<br>2003年５月　〃 専務取締役<br>2004年５月　(公社)日本経済研究センター会長<br>2009年７月　政策研究大学院大学客員教授<br>2011年４月　政策研究大学院大学理事・客員教授（現在に至る）<br>2015年６月　当社取締役（現在に至る）<br>（重要な兼職の状況）<br>政策研究大学院大学理事・客員教授<br>(一財)国際経済連携推進センター理事長</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役在任年数】５年<br>【当期開催の取締役会への出席状況】13回中13回（100%）<br>【社外取締役候補者とした理由】<br>小島　明氏は、新聞社等での豊富な経験や高い見識を有しており、現在は社外取締役として、当社経営に対する監督と幅広い提言を行っていることから、引き続き社外取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10</td><td>伊藤鉄男<br>(1948年３月15日生)<br>再任</td><td>1975年４月　検事任官<br>2001年６月　東京地方検察庁特別捜査部長<br>2009年１月　最高検察庁次長検事<br>2011年４月　弁護士登録（第一東京弁護士会）（現在に至る）<br>2011年４月　西村あさひ法律事務所オブカウンセル（現在に至る）<br>2016年６月　当社取締役（現在に至る）<br>（重要な兼職の状況）<br>西村あさひ法律事務所オブカウンセル<br>高砂熱学工業㈱社外監査役<br>旭化成㈱社外監査役</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役在任年数】４年<br>【当期開催の取締役会への出席状況】13回中10回（77%）<br>【社外取締役候補者とした理由】<br>伊藤鉄男氏は、直接に企業経営に関与した経験はありませんが、法律の専門家としての豊富な知識及び経験を有しており、現在は社外取締役として、当社経営に対する監督と幅広い提言を行っていることから、引き続き社外取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式数 |
|---|---|---|---|
| 11 | 山下（やました） ゆかり<br>(1959年10月23日生)<br>再任 | 1985年10月　(財)日本エネルギー経済研究所入所<br>2011年６月　同所理事　地球環境ユニット ユニット総括<br>2011年７月　(一財)日本エネルギー経済研究所理事　計量分析ユニット 担任<br>2019年６月　当社取締役（現在に至る）<br>（重要な兼職の状況）<br>(一財)日本エネルギー経済研究所理事 計量分析ユニット 担任<br>国際エネルギー経済学会（International Association for Energy Economics, Inc.）会長 | ― |
| | 【取締役在任年数】１年<br>【2019年６月27日選任後当期開催の取締役会への出席状況】10回中10回（100%）<br>【社外取締役候補者とした理由】<br>山下ゆかり氏は、直接に企業経営に関与した経験はありませんが、エネルギー経済及びエネルギー・環境政策等の調査・研究を行う研究所での研究活動を通じて高い見識を有しており、現在は社外取締役として、当社経営に対する監督と幅広い提言を行っていることから、引き続き社外取締役候補者としました。 | | |
| 12 | 川崎（かわさき） 秀一（ひでいち）<br>(1947年１月10日生)<br>新任 | 1970年４月　沖電気工業㈱入社<br>2001年４月　同社執行役員<br>2004年４月　〃 常務執行役員<br>2005年６月　〃 常務取締役<br>2009年４月　〃 代表取締役副社長<br>2009年６月　〃 代表取締役社長執行役員<br>2016年４月　〃 代表取締役会長<br>2018年６月　〃 取締役会長（現在に至る）<br>（重要な兼職の状況）<br>沖電気工業㈱取締役会長 | 1,000株 |
| | 【社外取締役候補者とした理由】<br>川崎秀一氏は、情報通信等の分野でグローバルに展開する企業における豊富な企業経営経験を通じ、企業経営全般に関する高い見識を有しており、同氏による当社経営に対する監督と幅広い提言を期待し、新たに社外取締役候補者としました。 | | |

（注）１．各候補者の当社における担当につきましては、本招集ご通知47ページに記載の通りであります。

２．候補者藤田昌宏氏はジャペックス モントニー社 会長を、候補者伊藤　元氏は同社社長を、それぞれ兼務しており、当社は同社に資金貸付及び債務保証を行っております。候補者平田敏幸氏はジャパン カナダ オイルサンド社 会長を兼務しておりますが、当社は同社に債務保証を行っております。候補者藤田昌宏氏は㈱ジャペックスガラフ代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間で原油の取引を行っております。また、同氏は日本海洋石油資源開発㈱代表取締役社長を兼務しており、当社は同社からキャッシュ・マネジメント・システムによる資金の寄託を受けております。候補者石井美孝氏は福島ガス発電㈱代表取締役社長を兼務しており、当社は同社に担保の提供を行うとともに、同社との間で業務委託契約を締結しております。

なお、その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3．候補者小島　明氏、伊藤鉄男氏及び山下ゆかり氏は社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、本議案において各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
4．候補者川崎秀一氏は社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定です。
5．候補者伊藤鉄男氏が2015年６月から社外監査役を務めている旭化成㈱は、同社子会社が、2016年１月に国土交通省より、建設業法違反を理由に、15日間の営業停止処分、業務改善命令及び再発防止の勧告を受けました。
同氏は以上の処分の対象となる行為につきまして関与しておりませんが、こうした事象の再発防止について意見表明を行うなど、その職責を果たしております。
6．当社と候補者小島　明氏、伊藤鉄男氏及び山下ゆかり氏は会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。本議案において各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7．本議案において候補者川崎秀一氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
8．候補者山下ゆかり氏は、戸籍上の氏名は丹羽ゆかりでありますが、職務上使用している氏名で表記しております。

**第４号議案　役員賞与支給の件**

当期に在籍した取締役15名のうち社外取締役を除く12名に対し、従来の支給額及び当期の業績等を勘案して、役員賞与を総額23,872,000円支給することといたしたく存じます。

**第５号議案　取締役等に対する業績連動型株式報酬制度導入の件**

本議案は、取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び取締役を兼務しない執行役員（以下、総称して「取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

１．提案の理由

本議案は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

なお、当社は、報酬等の決定に関する手続きを透明化・客観化するため、取締役会の下に指名・報酬委員会を設置しており、本制度の導入については、指名・報酬委員会の審議を経ております。本制度の導入により、当社の取締役の報酬は、「月額報酬」、「賞与」及び「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。本制度の導入後の報酬体系において、報酬総額に占める業績連動報酬（賞与及び業績連動型株式報酬）の割合は20%程度となる予定です。

本議案は、2016年６月24日開催の第46回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（月額5,000万円以内（うち社外取締役分月額400万円以内）。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記２．の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、第３号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は８名となります。

２．本制度に係る報酬等の額及び参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役を除きます。）及び取締役を兼務しない執行役員

(3) 信託期間

2020年８月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2021年３月末日で終了する事業年度から2023年３月末日で終了する事業年度までの３事業年度（以下、当該３事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する５事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2020年８月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、141百万円（うち、取締役分として63百万円）を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、235百万円（うち、取締役分として105百万円）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社

株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、235百万円（うち、取締役分として105百万円）を上限とします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、94,200株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位及び業績等に応じて定まる数のポイントが付与されます（なお、当初対象期間につきましては、長期安定配当の基本方針を堅持する観点から、業績評価の指標として年間配当額を用い、その目標値を１株当たり50円と定め、目標値における支給率を100%とした変動幅を0%～120%の範囲とする予定です。）。取締役等に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は、31,400ポイント（うち、取締役分として14,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

また、取締役等に付与される１事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（31,400株）の発行済株式総数（2020年３月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.05%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「保有ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる保有ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

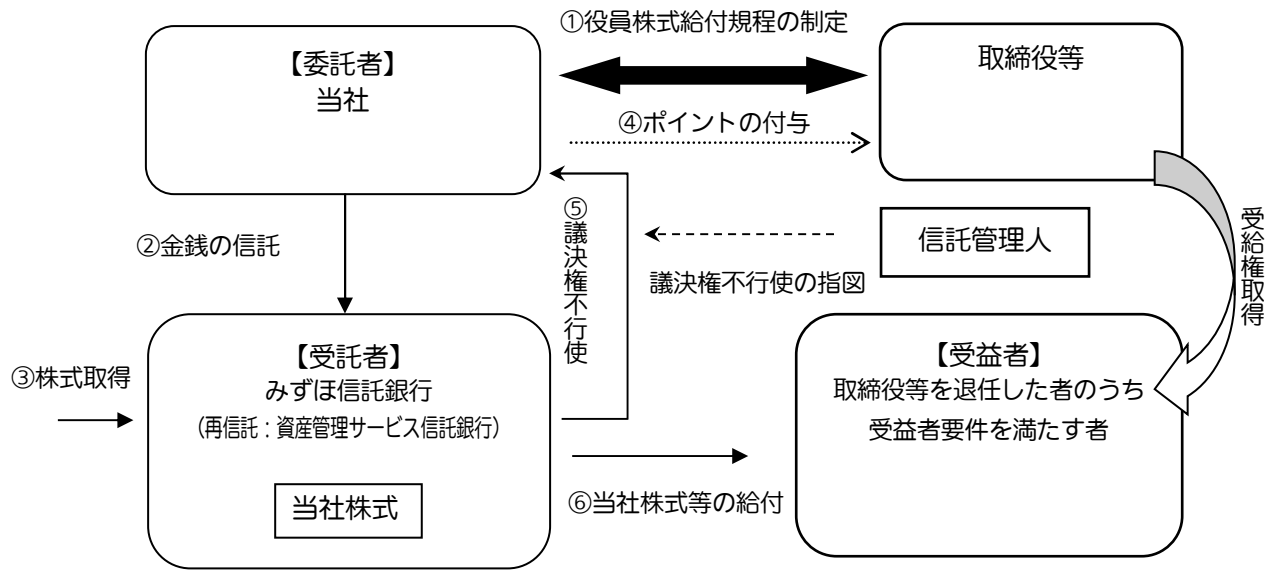
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、当社及び当社役員と利害関係のない団体へ寄附されるか、又はその時点で在任する取締役等に対して各々が保有するポイント数に応じて按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により団体へ寄附され、又は取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>




① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、役員株式給付規程を制定します。
② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
④ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。但し、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

**第６号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件**

当社は、2017年６月28日開催の当社第47回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新いたしました（以下、更新後の対応策を「旧プラン」といいます。）が、旧プランは、本定時株主総会の終結の時をもってその有効期間が満了することになります。

当社は、旧プランの有効期間満了に先立ち、2020年５月14日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第３号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）といたしました。

旧プランからの主な変更点は、①当社取締役会が本プランに従い新株予約権の無償割当てを実施する場合に、原則として、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することとしたこと、②独立委員会の要求に対する当社取締役会の回答期限を60日から45日に変更したこと、及び、③独立委員会検討期間を60日から45日に変更したことなどです。

つきましては、当社定款第12条に基づき、下記２．「提案の内容」の要領により新株予約権無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任していただくことをお願いするものであります。

１．提案の理由

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要

かつ相当な対抗措置を執ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 本更新の目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株券等に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

2．提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付けを行うことができるものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や、当社株券等の大量買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を充たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が原則として買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権の無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会において、その客観的な判断を経ることとしています。また、当社取締役会は、これに加えて、本プランに従い新株予約権の無償割当てを実施する場合には、原則として、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認いたします。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしています。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①もしくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

① 当社が発行者である株券等[1]について、保有者[2]の株券等保有割合[3]が20%以上となる買付その他の取得

② 当社が発行者である株券等[4]について、公開買付け[5]を行う者の株券等所有割合[6]及びその特別関係者[7]の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定める手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、条件又は留保等が付されていないものとします。）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下これらをあわせて「意向表明書」と総称します。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した様式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙１「独立委員会規則の概要」、本更新時における独立委員会の委員の略歴等については、別紙２「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。

独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社は、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社に追加的に提供していただきます。

記

① 買付者等及びそのグループ（共同保有者[8]、特別関係者及び買付者等を被支配法人等[9]とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、法令等の遵守状況、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引及び当社の株券等に関する過去の取引の詳細等を含みます。）[10]

② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）

③ 買付等の価額及びその算定根拠

④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意その他の買付等に関する意思連絡の有無

⑤ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）

⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

⑦ 買付等の後における当社の株主の皆様、当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針

⑧ 買付者等の国内外の法規制（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び外国の競争法を含みます。）への抵触可能性に関する具体的情報

⑨ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関係に関する情報

⑩ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

⑪ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び追加的に提出を求めた情報（もしあれば）を受領した場合、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（当社グループの事業の規模、性格、多様性等を考慮し、45日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）を受領してから適切な期間（当社グループの事業の規模、性格、多様性等を考慮し、45日を上限とします。）が経過するまでの間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします（但し、延長期間の合計は、30日間を上限とします。）。

(e) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）のいずれかに該当すると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供を受け又は買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。なお、独立委員会は、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては全ての本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

（i） 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

（ii）当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由に該当しないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、

本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(f) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際し、①上記(e)に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思の確認を経るべき旨の留保を付した場合、又は、②株主総会の開催に要する時間等の諸般の事情を考慮の上、善管注意義務等に照らして、株主意思を確認することが適切であると判断する場合には、原則として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認するものとします。

(g) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記(f)に基づき株主意思確認総会が開催された場合には、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとします。

他方、当社取締役会は、独立委員会により上記(e)に基づく勧告がなされた場合であって、株主意思確認総会が開催されない場合には、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、関連する法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、意向表明書・買付説明書を提出せずに買付等を行う買付者等の存在が判明した場合には、かかる事実、独立委員会検討期間が開始した事実並びに独立委員会検討期間の延長が行われた場合には、かかる事実、延長期間及びその理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その１

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存する場合

発動事由その２

以下の各号のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存する場合

(a) 次に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

① 株券等を買い占め、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為

② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合

(d) 買付者等による買付等の後の経営方針又は事業計画等の内容が不十分又は不適当であるため、エネルギーの安定供給の確保又は需要家の利便の確保に重大な支障をきたすおそれがあること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する株主総会決議又は取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式１株につき本新株予約権１個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権１個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として１株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株当たりの価額は、１円を下限とし当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、１円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、１ヶ月間から６ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)項の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

（Ⅰ）特定大量保有者[11]、（Ⅱ）特定大量保有者の共同保有者、（Ⅲ）特定大量買付者[12]、（Ⅳ）特定大量買付者の特別関係者、もしくは（Ⅴ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅳ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、（Ⅵ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅴ）に該当する者の関連者[13]（以下、（Ⅰ）ないし（Ⅵ）に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由[14]が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令

に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合[15]には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細（非適格者の本新株予約権の取扱いに関する事項を含みます。）は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の決議による、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間と同じく、本定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、その有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本新株予約権の無償割当てに関

する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主の皆様に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2020年５月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

1．金融商品取引法第27条の23第１項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
2．金融商品取引法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
3．金融商品取引法第27条の23第４項に定義されます。本議案において同じとします。
4．金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。
5．金融商品取引法第27条の２第６項に定義されます。本議案において同じとします。
6．金融商品取引法第27条の２第８項に定義されます。本議案において同じとします。
7．金融商品取引法第27条の２第７項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
8．金融商品取引法第27条の23第５項に規定される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
9．金融商品取引法施行令第９条第５項に定義されます。
10. 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
11. 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
12. 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の２第１項に定義されます。以下本脚注において同

じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

13. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義されます。）をいいます。
14. 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が、20%を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、20%を下回る割合の範囲内で行使することができること等が例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。
15. 例えば、当初、特定大量買付者の特別関係者であった者が、本プランの発動の後に、当該特定大量買付者との関係を解消し、非適格者に該当しないこととなった場合等が考えられます。

以　上

別紙１

独立委員会規則の概要

・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
・独立委員会の委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、（ⅰ）当社社外取締役（選任される予定の者を含む。）、（ⅱ）当社社外監査役（選任される予定の者を含む。）、又は（ⅲ）社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
・独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施、本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得、当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が独立委員会に諮問した事項についての決定、その他本プラン所定の事項等を行う。
・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以　上

別紙２

独立委員会委員略歴

本更新時における独立委員会の委員は、以下の３名を予定しております。

土屋　恵一郎（つちや　けいいちろう）
（1946年12月23日生）

職　　歴

1980年４月　明治大学法学部講師
1985年４月　同大学法学部助教授
1993年４月　同大学法学部教授
2004年４月　同大学法学部長
2008年４月　同大学常勤理事
2016年４月　同大学長

※土屋恵一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

小島　　明（こじま　あきら）
（1942年７月18日生）

職　　歴

1965年４月　㈱日本経済新聞社入社
1997年５月　同社取締役・論説主幹
2000年５月　〃　常務取締役・論説主幹
2003年５月　〃　専務取締役
2004年５月　(公社)日本経済研究センター会長
2009年７月　政策研究大学院大学客員教授
2011年４月　政策研究大学院大学理事・客員教授（現在に至る）
2015年６月　当社取締役（現在に至る）
2019年８月　(一財)国際経済連携推進センター理事長（現在に至る）

※小島　明氏は、会社法第２条第15条に規定される当社社外取締役です。
※同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

渡辺　裕泰（わたなべ　ひろやす）
（1945年４月11日生）

職　　歴

1969年７月　大蔵省入省
2002年７月　国税庁長官
2004年４月　早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
2015年６月　当社監査役（現在に至る）
2016年12月　日比谷パーク法律事務所顧問（現在に至る）
2019年５月　(公財) 日本関税協会理事長（現在に至る）

※渡辺　裕泰氏は、会社法第２条第16条に規定される当社社外監査役です。
※同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以　上

## （ご参考）買収防衛策のための新株予約権無償割当てに関するＱ＆Ａ

本Ｑ＆Ａは、株主総会参考書類としてではなく、本プランについてわかりやすく説明することを目的として参考として添付されるものです。正確かつ詳細な内容については、本招集ご通知16ページ以降及び当社の2020年５月14日付プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照下さい。

Ｑ１．買収防衛策更新の目的は何ですか。

Ａ．　第６号議案にてご承認をお願いしております本プランは、当社株式の大量買付が行われる場合の当社における手続を定め、その際、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断したり、当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するとともに、買付者等との協議・交渉の機会等を確保するためのものです。当社としては、以上のとおり、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることに資するものと考えているため、既存の買収防衛策の有効期間満了を受け、買収防衛策を更新することといたしました。

Ｑ２．今回更新される買収防衛策について前回のプランとの違いは何ですか。

Ａ．　前回のプランからの主な変更点は、①当社取締役会が本プランに従い新株予約権の無償割当てを実施する場合に、原則として、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することとしたこと、②独立委員会の要求に対する当社取締役会の回答期限を60日から45日に変更したこと、及び、③独立委員会検討期間を60日から45日に変更したことなどです。

Ｑ３．本プランの概要を説明して下さい。

Ａ．　本プランは、有事の際に新株予約権の無償割当てを行う事前警告型ライツプランです。具体的には、次のような内容を有しています。

① 当社が発行者である株券等について20%以上の買付等を行うことを希望する買付者等は、予め本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書及び買付内容等の検討に必要な情報等を記載した買付説明書を当社に対して提出していただきます。

② 取締役会は、買付説明書を速やかに独立委員会に送付し、独立委員会は、取締役会に対し、上記買付内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案（もしあれば）等を提出するよう求めることがあります。

③ 独立委員会は、買付者等や取締役会から情報を受領した後、専門家等の助言を独自に得つつ、買付内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉等を行います。

④ 買付者等が、本プランの手続を遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害すると認められる場合で、かつ、これに対抗することが相当であると認められる場合には、当社は、必ず独立委員会の判断を経た上で、新株予約権の無償割当ての実施を決議することを予定していま

す。また、当社は、新株予約権の無償割当ての実施に関しては、原則として株主の意思を確認するものといたします。

⑤ 本プランを発動する場合に割当てられる新株予約権には、買付者等による権利行使は原則として認められないという行使条件、及び当社が原則として買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されています。これにより買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大で約50%まで希釈化される可能性があります。

Q４．当社の買収防衛策は合理性が高いと聞いていますが、具体的にどのような点で合理性が高いのでしょうか。

A．　本プランの合理性を示す特徴は次のとおりです。

| 項　目 | 当 社 の 買 収 防 衛 策 |
|---|---|
| 株 主 意 思 | ・本総会において承認を得ることにより株主意思を反映。<br>・有効期間満了前でも、株主総会において廃止する旨の決議がなされた場合、または取締役会で廃止する旨の決議がなされた場合には、その時点で廃止されることから、本プランの消長には株主意思が反映。<br>・新株予約権の無償割当ての実施に際しては原則として株主総会決議を経ることが必要。 |
| 独 立 委 員 会 | ・独立性のある社外取締役等により構成される独立委員会を設置。<br>・当社の独立委員会委員は、独立性のある社外取締役１名、社外監査役１名及び社外有識者１名により構成。<br>・防衛策の発動に際しては、必ず独立委員会が所定の具体的要件を判断した上で行う勧告を経ることが必要。<br>・当社の費用で専門家の助言を受けることができる。 |
| 手 続 開 始 要 件 | 20%以上の議決権保有、または20%以上の議決権取得をめざす公開買付け等。 |
| 発 動 要 件 | 合理的かつ客観的な要件の設定。 |
| 有 効 期 間<br>（サンセット条項） | ３年間 |
| 取 締 役 会 の 構 成 | 取締役全12名（ただし、本総会において本招集ご通知４ページから10ページに記載の取締役候補者が選任された場合）中、４名が独立性のある社外取締役。 |
| 廃 止 | 株主総会決議または取締役会決議によりいつでも廃止可能（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できないデッドハンド型でも、発動を阻止するのに時間がかかるスローハンド型でもない）。 |
| 目的・発動要件・手続等情報開示 | プレスリリース、株主総会の議案・参考書類、及び株主総会等において十分な情報開示を行う。 |
| 招 集 通 知 の 発 送 | 株主総会の３週間前である2020年６月４日（木曜日）に発送。 |

Q５．本プランの更新によって株主にはどのような影響があるのでしょうか。

A．　本プランの更新時にあたっては、新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

次に、買付者等が出現し、本プランが発動されたときは、当社以外の株主の皆様には、新株予約権が無償で割当てられます。新株予約権の無償割当てを受けた株主の皆様は、行使期間開始日後、新株予約権の目的たる当社株式１株当たり１円を下限とし、当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払い込むことにより、１個の本新株予約権につき原則として１株の当社株式の交付を受けることができます。仮に株主の皆様がこのような行使手続を行わなければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

もっとも、当社が、新株予約権を取得するのと引換えに当社株式を交付する場合には、買付者等以外の株主の皆様は、ご自身で行使手続を行うことなく、相応の当社株式の交付を受けることができます。当社がかかる取得の手続を行った場合、買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをしなくとも、当社株式を受領することができますので、結果的には、保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

Q６．新株予約権無償割当てが実施された場合には、株主はどのような手続を行う必要があるのでしょうか。

A．①　新株予約権の行使

新株予約権無償割当てにより割当てられた新株予約権を行使する場合には、株主の皆様は、行使期間内に、原則として、新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（株主の皆様が行使条件を充足すること等の表明保証条項等を含む当社所定の書式によります。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を提出した上、原則として、行使期間内に、行使価額に相当する金銭を払い込んでいただきます。

②　当社による新株予約権取得の手続

当社取締役会が新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様に交付する旨の決定をした場合、当社は、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付します。この場合、株主の皆様には、当社所定の書式による書面の提出をお願いする場合があります。

Q７．新株予約権無償割当てにより割当てられる新株予約権の行使条件のなかで、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続等が必要とされる非居住者（外国居住者）も、原則として新株予約権を行使することができないとされていますが、非居住者はこの本プランにより不利益を被るのでしょうか。

A．　まず、非居住者である株主の所在する国において適用法令上、新株予約権の行使に際して証券の登録義務の履行等の所定の手続を履行する等の必要が存しない場合には、かかる非居住者も新株予約権を行使することができます。

また、当該非居住者である株主の所在する国において新株予約権の行使に際して証券の登録義務等の所定の手続が課される場合であっても、適用除外規定が利用できる場合等は、当該適用除外規定の要件を充足することを条件として、原則として新株予約権を行使することができます。

さらに、当該非居住者の有する新株予約権について当社による取得条項の発動による取得の対象としても適用法令に抵触しないことが確認された場合には、当社による当社株式を対価とした新株予約権の取得がなされれば、これらの非居住者に対しても当社の株式が交付されることになります。

以　上

# インターネットによる議決権行使のご案内

## １．インターネットによる議決権行使について

(1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記ＵＲＬ）より議決権の行使が可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内にしたがって入力下さい。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

(2) 行使期限は2020年６月25日（木曜日）午後５時35分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。

(4) パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

(5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。

・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続き下さい。

・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

## ２．お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行　証券代行部までお問い合わせ下さい。

【議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル　0120-768-524（平日　９：00～21：00）

【機関投資家の皆様へ】

株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

（提供書面）

# 事　業　報　告

〔自　2019年４月１日
　至　2020年３月31日〕

## １．企業集団の現況

### (1) 事業の経過及び成果

当年度における我が国経済は、前年度に引き続き、輸出や生産に弱さがみられながらも、緩やかな回復基調が続いておりましたが、年度末には新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な落ち込みの動きがみられ、厳しい状況にあります。

原油ＣＩＦ価格は、年度当初の１バレル60ドル台半ばから回復傾向にありましたが、その後、米中間の通商問題等の影響により下落の傾向にあり、年度平均では、前年度より約４ドル低い68ドルとなりました。本年に入り、新型コロナウイルス感染拡大により景況感が悪化する中で、３月上旬の産油国の協調減産協議の決裂等を契機に原油価格は急落し、ドバイ原油価格は年度末で20ドル台半ばとなっております。

為替相場は、年度当初は１米ドル110円前後でしたが、その後100円台半ばまで円高が進行し、年度後半は円安傾向に転じたものの、年度末時点では100円台後半の水準となっております。この結果、当社グループの原油販売価格は、前年度に比べ、年度平均では下落しました。

一方、国内の天然ガス販売については、石油製品等の競合燃料との価格競争に加え、当社マーケット近傍での他社によるＬＮＧ受入基地や関連パイプライン等の供給インフラ整備を巡る動きの活発化や、電力・ガス小売全面自由化を機にエネルギー業界全体で従来の供給エリア外への進出が進んだこと等で競争が激化し、市場環境は当社グループにとって引き続き厳しい状況にありました。

このような状況のもとで、当社グループは、2018年５月に公表した「長期ビジョン2030・中期事業計画2018－2022」に基づき、鋭意事業を推進しております。

事業分野ごとの概況は以下のとおりです。なお、事業分野におけるＥ＆Ｐ（Exploration & Production）事業とは、石油・天然ガスの探鉱、開発・生産、及び輸送・販売を行う事業のことです。

**事業の概況**

**＜Ｅ＆Ｐ事業＞**

当年度は、経済産業省 資源エネルギー庁より受託した北海道日高地域沖合における基礎試錐事業の掘削調査を2019年４月から同年８月にかけ実施し、産出テストの結果、一定量の天然ガス産出を確認しております。

当年度における当社グループが関与する主要な海外プロジェクトの状況は次のとおりです。

| 対象国（地域） | 会　社　名 | 概況 |
|---|---|---|
| インドネシア<br>(ジャワ島東部海域) | Energi Mega Pratama Inc.<br>(エネルギー メガ プラタマ社) | ・生産物分与契約に基づく探鉱開発事業。現地操業会社Kangean Energy Indonesia Ltd.（カンゲアン エナジー インドネシア社）により既存油・ガス田の生産を実施中。 |
| 米国<br>(テキサス州)<br>マレーシア<br>(サラワク沖) | Japex (U.S.) Corp.<br>(ジャペックス・ユーエス社) | ・米国テキサス州での鉱区リース契約に基づくマラソン社（米国）との共同開発事業。シェールオイルの生産及び開発作業を実施中。<br>・マレーシアLNGⅢプロジェクトへの出資。 |
| ロシア<br>(サハリン島陸棚) | サハリン石油ガス開発㈱ | ・生産物分与契約に基づくエクソンモービル社他との共同探鉱開発事業。原油及びガスの生産及び開発作業を実施中。 |
| カナダ<br>(アルバータ州) | カナダオイルサンド㈱ | ・鉱区リース契約に基づく、子会社の現地操業会社 Japan Canada Oil Sands Ltd.（ジャパン カナダ オイルサンド社）によるオイルサンド探鉱開発事業。<br>・鉱区の一部でのCNOOC Petroleum North America社（カナダ）との共同拡張開発事業におけるピチューメン生産につき、2018年６月に安定生産操業へ移行後、生産及び追加開発作業を実施中。 |
| （ブリティッシュ・コロンビア州） | JAPEX Montney Ltd.<br>(ジャペックス モントニー社) | ・鉱区リース契約に基づく、Petronas Energy Canada社（ペトロナス社（マレーシア）の子会社）他とのシェールガス共同開発事業。シェールガスの生産及び開発作業を実施中。<br>・アルバータ州を中心とする既存天然ガスパイプラインネットワークに接続するNorth Montney Mainlineは、2020年１月末より運転開始。 |
| 英国北海<br>(アバディーン沖合海域) | JAPEX UK E&P Ltd.<br>（ジャペックス ユーケーイー アンド ピー社） | ・ライセンス契約に基づく、ネプチューンエナジー社（英国）他との共同探鉱開発事業。評価作業の結果、2019年３月に最終投資決定を実施し、開発作業を実施中。 |
| イラク<br>(イラク南部陸上) | ㈱ジャペックスガラフ | ・開発生産サービス契約に基づくペトロナス社他との共同開発事業。原油の生産及び開発作業を実施<br>（※コロナウイルス流行の影響により2020年３月中旬より開発生産作業中断中）。<br>・日量23万バレルへの段階的な増産に向けた最終開発計画に基づき、ペトロナス社他と追加開発作業を推進。 |

＜インフラ・ユーティリティ事業＞

国内の天然ガスの供給については、新潟・仙台間及び白石・郡山間ガスパイプライン等を活用して、沿線地域の需要開拓に積極的に取り組んでおります。また、北海道においては、勇払ＬＮＧ受入基地・ＬＮＧ内航船を有効に活用するなどして、道内の天然ガスの安定供給に万全を期しております。

加えて、パイプライン沿線以外の地域における天然ガスの需要に対応するため、タンクローリー及び鉄道タンクコンテナを利用したＬＮＧサテライト供給を行っております。また、東北太平洋沿岸地域等の天然ガス需要増に積極的に対応するとともに、「天然ガス一貫供給体制の構築」と「供給・調達両面における多様化」を進めるため、相馬港（福島県相馬郡新地町）のＬＮＧ基地及び本基地に受け入れたＬＮＧの気化ガスを当社幹線パイプラインまで輸送する接続パイプラインを建設し、順調に操業しております。

さらに、ＬＮＧ気化ガスを利用した天然ガス火力発電事業として、同ＬＮＧ基地の隣接地において、関連会社の福島ガス発電㈱が福島天然ガス発電所の建設工事を進め、2020年春の１号機の営業運転開始を目指し、試運転を実施しております。

（注）上記発電所１号機は、2020年４月30日に営業運転を開始しました。

＜新規事業＞

当社は、Ｅ＆Ｐ事業で培った技術と知見を活かした新技術の開発、再生可能エネルギー事業等を推進しております。

ＣＣＳ（二酸化炭素回収・貯留）については、日本ＣＣＳ調査㈱を通じて「苫小牧ＣＣＳ大規模実証試験プロジェクト」に参画しており、2019年11月には、$CO_2$の海底下への累計貯留量30万トンを達成しました。

メタンハイドレートについては、日本メタンハイドレート調査㈱が国による公募を経て2019年度以降のメタンハイドレート研究開発事業に参画することとなり、当社は同社を通じ、日本周辺での簡易生産試験を含む実証試験実施に向けた検討を進めてきました。

海洋鉱物資源については、当社及び㈱地球科学総合研究所は「Ｊ－ＭＡＲＥＳ（次世代海洋資源調査技術研究組合）」に参画しており、内閣府による戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）を通じて、革新的な調査技術の開発等を進めてきました。

また、当社は継続的かつ機動的な新規事業の創出を担う専従組織として、2018年12月に「新規事業推進室」を設置し、ＬＮＧバンカリング、地熱資源を活用した地域エネルギーサービス、海外でのＬＮＧ輸送・供給システムの展開、その他の新規事業、具体的には、マイクロファイバー事業（油吸着シート）や使用済み食用油を原料とした次世代航空機燃料のバリューチェーン構築等について検討しております。

**業績の状況**

当年度の業績については、原油及びジャパン カナダ オイルサンド社における希釈ビチューメンの販売数量が増加したことなどにより、原油・天然ガス（ＬＮＧ及び希釈ビチューメンを含む）の売上高は、前年度に比べ443億円増（＋20.6%）の2,598億円となりました。

これに、請負及びその他の売上を加えた売上高は、前年度に比べ508億円増（＋19.0%）の3,188億円となり、売上総利益は、主にオイルサンド事業における販売数量増に加え、重軽格差（カナダ産重質油と軽質油であるＷＴＩとの価格差）の縮小により希釈ビチューメンの販売価格が上昇し、採算が改善したことなどにより、前年度に比べ121億円増（＋35.0%）の470億円となりました。

〔連結売上高〕

（百万円）

| | 2018年度<br>第49期 | 2019年度<br>第50期 | 増　減<br>(%) |
|---|---|---|---|
| （石油・天然ガス関連事業） | | | |
| **原油・天然ガス** | **215,429** | **259,804** | **＋44,374(＋ 20.6)** |
| 原油 | 94,579 | 128,152 | ＋33,572(＋ 35.5) |
| 天然ガス | 67,820 | 67,231 | －　588(－　0.9) |
| 液化天然ガス | 22,913 | 19,395 | －3,518(－ 15.4) |
| 希釈ビチューメン | 30,116 | 45,025 | ＋14,909(＋ 49.5) |
| **請負** | **7,342** | **15,003** | **＋ 7,661(＋104.3)** |
| **その他** | **45,207** | **44,014** | **－ 1,193(－　2.6)** |
| **〔連 結 売 上 高〕** | **267,980** | **318,822** | **＋50,842(＋ 19.0)** |

（注）　ビチューメンとはオイルサンド層から採取される超重質油です。また、希釈ビチューメンとはパイプライン輸送のために超軽質油で希釈したビチューメンです。

営業利益については、探鉱費の支出並びに、販売費及び一般管理費が増加したものの、前年度に比べ119億円増（＋517.4%）の142億円となりました。

経常利益については、主に持分法による投資利益が減少したことや、前年度における資産除去債務戻入益が減少したものの、受取配当金が増加したことや、為替差損が為替差益に転じたことなどにより、前年度に比べ201億円増（＋160.6%）の326億円となりました。

さらに、固定資産売却益が減少し、余目油田（山形県）に係る事業用資産の減損損失を計上したものの、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度に比べ120億円増の268億円となりました。

**原油、天然ガスの生産・販売の状況**

当年度における原油、天然ガスの生産・販売の状況（数量）は次のとおりです。

〔当社グループの生産量〕

| 製品名 | 2018年度 第49期 | 2019年度 第50期 | 増減 (%) |
|---|---|---|---|
| 原油［kl］ | 1,157,037 | 1,215,690 | ＋ 58,652 (＋ 5.1) |
| 天然ガス［千㎥］ | 1,170,457 | 1,083,862 | － 86,594 (－ 7.4) |
| 液化天然ガス［t］ | 5,600 | 4,405 | － 1,195 (－ 21.3) |
| ビチューメン［kl］ | 812,720 | 1,130,169 | ＋317,449 (＋ 39.1) |

（注）天然ガスの生産量の一部は、液化天然ガスの原料として使用しております。

なお、当社グループの主要な油・ガス田は、勇払油ガス田（北海道）、申川油田、由利原油ガス田、鮎川油ガス田（以上秋田県）、岩船沖油ガス田、東新潟、吉井、片貝各ガス田（以上新潟県）、ガラフ油田（イラク）等です。このほか、ビチューメンは、カナダ ハンギングストーン鉱区にて、シェールガスは、カナダ ノースモントニー鉱区にてそれぞれ生産されております。

〔当社グループの販売量〕

| 製品名 | 2018年度 第49期 | 2019年度 第50期 | 増減 (%) |
|---|---|---|---|
| 原油［kl］ | 1,888,653 | 2,924,245 | ＋1,035,591 (＋ 54.8) |
| 天然ガス［千㎥］ | 1,731,141 | 1,699,595 | － 31,545 (－ 1.8) |
| 液化天然ガス［t］ | 322,331 | 273,312 | － 49,018 (－ 15.2) |
| 希釈ビチューメン［kl］ | 1,176,091 | 1,639,689 | ＋ 463,597 (＋ 39.4) |

（注） 上記の販売量には商品売上の数量が含まれております。

**(2) 対処すべき課題**

当社は、エネルギーの安定供給及び長期的な視点で持続可能な社会への貢献を果たすことが当社の使命であるとの認識のもと、2018年５月に「長期ビジョン2030・中期事業計画2018－2022」を公表しました。その要旨は以下のとおりです。

【長期ビジョン2030】

1）2030年に目指す姿（ビジョン）

「Ｅ＆Ｐとその供給事業基盤を活かした総合エネルギー企業への成長」

2）長期基本方針

・石油・天然ガスは、中長期的に世界の一次エネルギーの中心的な役割を担うとの認識のもと、市場や顧客からのニーズの変化に対応しながら、エネルギーの安定供給に引き続き取り組みます。

・国連加盟国が達成を目指す「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」において、特に、低炭素化・脱炭素化に対する地球規模の課題解決に対して、当社として積極的な役割を果たすため、当社事業における$CO_2$排出削減に努めるとともに、当社の知見を活かした$CO_2$排出量オフセット技術の実用化や再生可能エネルギーなど、環境配慮型の非Ｅ＆Ｐ分野における新規事業の創出・拡大を目指します。

3）長期目標

・Ｅ＆Ｐ事業における新規案件の発掘や推進等により、ＲＲＲ＞１（注）を目指します。

（注）RRR：Reserve Replacement Ratio＝（一定期間中の）「埋蔵量の増加分」÷「生産量」

・$CO_2$排出量オフセットへの貢献が期待されるＣＣＳ（二酸化炭素回収・貯留）技術の実用化に向け、当社が培ってきたＥ＆Ｐ地下技術を活用し、先導的な役割を果たします。

・有利子負債／ＥＢＩＴＤＡ＜２を目安とした財務規律のもとで新規投資原資を確保し、その２分の１程度を非Ｅ＆Ｐ事業に配分することで、Ｅ＆Ｐ事業と非Ｅ＆Ｐ事業の収益貢献割合が６：４程度となるよう、事業構造を変革します。

【中期事業計画2018－2022】

1）中期基本方針

・2030年に目指す姿を実現するために、油価60米ドル／バレルの前提のもとで、2022年度に自己資本利益率（ＲＯＥ）≧５％の水準となることを目標に、収益改善を目指していきます。
・前半の2018～2019年度は、事業ポートフォリオの最適化と財務健全化を最優先課題として取り組んでいきます。
・後半の2020年度以降は、前半で得られる新規投資原資を活用し、持続的成長に向けたＥ＆Ｐ事業における新規投資案件の具体化や、非Ｅ＆Ｐ事業での新規事業創出に向けた取組みを本格化させていきます。

2）個別事業計画・目標等

①Ｅ＆Ｐ事業：国内での操業効率化や既存油ガス田周辺エリアの追加開発、国の基礎調査を軸とした海域探鉱を推進していきます。また、海外においては、保有ポートフォリオ適正化や新規投資機会の発掘に重点的に取り組んでいきます。

②インフラ・ユーティリティ事業：国内天然ガス取扱量160万トン／年（ＬＮＧ換算）と電力販売量28億kWh／年を目標に、国産ガスとＬＮＧ調達ソースの多様化による安定供給の確保と、天然ガス利用促進に向けた取組みを推進していきます。また、福島天然ガス発電所の安定操業確立と稼働率向上や、再生可能エネルギーの開発を追求していきます。

③新規事業：当社が培ってきたＥ＆Ｐ技術や国内天然ガス供給ネットワークでの知見など、「競争優位性の源泉」を活かした新たな事業機会を発掘する体制を強化するための専従組織を新設し、ビジネスモデルの構築と収益事業化に向けた取組みを加速していきます。

3）ＣＳＲ経営

・持続的成長のためのＥＳＧの取組みを踏まえた、当社ＣＳＲ重点課題「ＳＨＩＮＥ」（注）を実現するための取組みを推進します。

（注）Ｓ　エネルギー安定供給　　：Stable & Sustainable Energy Supply
　　Ｈ　企業文化としてのＨＳＥ　：HSE as Our Culture
　　Ｉ　誠実性とガバナンス　　：Integrity & Governance
　　Ｎ　社会との良好な関係構築　：Being a Good Neighbor
　　Ｅ　選ばれる魅力ある職場　　：The Employer of Choice

4）株主還元

・長期安定配当の継続を基本方針とし、具体的な配当金の額は、当社財務基盤の強化及び持続的成長による企業価値の最大化の観点から、各期の利益状況や今後の資金需要等を総合的に勘案して決定します。

当社は、上記長期ビジョンと中期事業計画の基本戦略のもと、低油価環境下でも持続的成長が可能な収益構造への改善と、変化する社会のニーズに対応できる事業構造への変革により、企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 設備投資の状況

当年度における設備投資額は106億円であり、有形固定資産及び無形固定資産の受入額です。主なものとしては、生産施設工事のほか、カナダ ノースモントニー鉱区に係る開発費、英領北海海上鉱区（通称シーガル鉱区）における開発費及びカナダ ハンギングストーン鉱区拡張開発費等が含まれています。また、当年度におけるイラク ガラフ油田の開発に係る生産物回収勘定への支出額は302億円です。

### (4) 資金調達の状況

当年度中、当社は、ジャペックス モントニー社の運転資金等に係るつなぎ融資として同社への貸付資金宛に総計499億円の短期借入を行いましたが、当年度末現在においてはこれに係る借入残高はありません。

### (5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況、他の会社の事業の譲受けの状況、他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況、吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

### (6) 直前３連結会計年度の財産及び損益の状況

［単位：百万円］（※を除く）

| 区　　分 | 2016年度<br>第47期 | 2017年度<br>第48期 | 2018年度<br>第49期 | 2019年度<br>第50期 |
|---|---|---|---|---|
| 売上高 | 207, 130 | 230, 629 | 267, 980 | 318, 822 |
| 経常利益 | 2, 222 | 3, 828 | 12, 523 | 32, 635 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 3, 443 | －30, 959 | 14, 770 | 26, 815 |
| １株当たり当期純利益(※) | 60円24銭 | －541円70銭 | 258円44銭 | 469円18銭 |
| 総資産 | 746, 739 | 699, 536 | 655, 288 | 627, 132 |
| 純資産 | 510, 609 | 459, 255 | 450, 156 | 440, 157 |
| １株当たり純資産額(※) | 7, 655円26銭 | 7, 438円23銭 | 7, 287円32銭 | 7, 046円18銭 |

（注）「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号2018年２月16日）等を2018年度（第49期）の期首から適用しており、2017年度（第48期）に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

### (7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金（百万円） | 当社の出資比率（%） | 主要な事業内容（対象地域） |
|---|---|---|---|
| 白根瓦斯㈱ | 3,000 | 100.0 | 新潟県燕市、新潟市におけるガスの製造、供給及び販売 |
| ㈱地球科学総合研究所 | 2,100 | 100.0 | 物理探鉱作業請負、物理探鉱技術開発 |
| ㈱物理計測コンサルタント | 446 | 100.0 | 物理検層、マッドロッギング作業請負 |
| エスケイエンジニアリング㈱ | 300 | 100.0 | 坑井掘削、エンジニアリング業務請負 |
| 秋田県天然瓦斯輸送㈱ | 250 | 100.0 | 秋田県におけるパイプラインによる天然ガス輸送 |
| エスケイ産業㈱ | 90 | 100.0 | 石油製品の製造及び販売、不動産管理及び保険代理店 |
| ㈱ジャペックスパイプライン | 80 | 100.0 | パイプライン及び関連施設の保守、管理 |
| 北日本オイル㈱ | 80 | 100.0 | 原油及び石油製品の仕入販売、廃油の再生処理 |
| Japan Canada Oil Sands Ltd.（ジャパン カナダ オイルサンド社） | (千米ドル) 788,255 | 100.0 (100.0) | オイルサンドの探鉱開発、生産（カナダアルバータ州） |
| Japex (U.S.) Corp.（ジャペックス・ユーエス社） | (千米ドル) 33,000 | 100.0 | 石油資源(シェールオイルを含む)の開発、生産 マレーシアLNGⅢプロジェクトへの出資（米国テキサス州） |
| JAPEX UK E&P Ltd.（ジャペックス ユーケー イーアンドピー社） | (千英ポンド) 51,162 | 100.0 | 石油資源の探鉱開発（英国北海アバディーン沖合海域） |
| カナダオイルサンド㈱ | 34,863 | 94.6 (1.0) | ジャパン カナダ オイルサンド社を通じたオイルサンドの探鉱開発、生産（カナダアルバータ州） |
| ㈱ジャペックスエネルギー | 90 | 90.0 | 石油製品等及びLNGの仕入販売 |
| 北日本防災警備㈱ | 30 | 87.3 | 産業防災業務、警備保障業務 |
| 日本海洋石油資源開発㈱ | 5,963 | 70.6 | 日本海大陸棚の石油資源の探鉱開発、生産 |
| ㈱ジャペックスガラフ | 20,930 | 55.0 | 石油資源の探鉱開発、生産（イラク共和国南部陸上） |
| JAPEX Montney Ltd.（ジャペックス モントニー社） | (千カナダドル) 918,583 | 55.0 | シェールガスの開発、生産（カナダブリティッシュ・コロンビア州） |

（注）1．当社の出資比率欄の（ ）は、間接出資比率で内数となっております。
2．JAPEX UK E&P Ltd.は、2020年1月17日から2020年3月12日までの間に8,500千英ポンドの増資を行いました。
3．当社は、2020年3月31日付でJAPEX Montney Ltd.の株式（出資比率10%相当分）を取得しております。

③　重要な関連会社の状況

| 会　　社　　名 | 資　本　金<br>(百万円) | 当社の出資比率<br>(%) | 主　要　な　事　業　内　容<br>(対　象　地　域) |
|---|---|---|---|
| ㈱　テ　ル　ナ　イ　ト | 98 | 47.0 | 掘削用泥水調整剤の製造販売、泥水技術サービス |
| 東　北　天　然　ガ　ス　㈱ | 300 | 45.0 | 東北地方における天然ガス、石油系燃料の購入、販売 |
| ＪＪＩ　Ｓ＆Ｎ　Ｂ．Ｖ．<br>(ジェージェーアイ エスアンドエヌ社) | (千ユーロ)<br>27,883 | 41.7<br>(62.5) | 石油資源の開発、生産<br>(イラン・イスラム共和国海上) |
| 福　島　ガ　ス　発　電　㈱ | 537 | 33.3 | 福島県相馬港における天然ガス火力発電事業の推進 |
| 北九州エル・エヌ・ジー・ローリー販売㈱ | 30 | 33.0 | 九州地方における液化天然ガスの輸送、販売 |
| Energi Mega Pratama Inc.<br>(エネルギー メガ プラタマ社) | (千米ドル)<br>52,000 | 25.0 | 石油資源の探鉱開発、生産<br>（インドネシア共和国ジャワ島東部海域） |
| サ ハ リ ン 石 油 ガ ス 開 発 ㈱ | 22,592 | 15.3<br>(30.6) | 石油資源の探鉱開発、生産<br>（ロシアサハリン島陸棚） |

(注)　当社の出資比率欄の（ ）は、国（経済産業大臣）を除く民間株主出資分中の当社の出資比率です。

④　その他重要な出資会社の状況

| 会　　社　　名 | 資　本　金<br>(百万円) | 当社の出資比率<br>(%) | 主　要　な　事　業　内　容<br>(対　象　地　域) |
|---|---|---|---|
| 国 際 石 油 開 発 帝 石 ㈱ | 290,809 | 7.3<br>(9.0) | 石油資源の探鉱開発、生産 |

(注)　当社の出資比率欄の（ ）は、国（経済産業大臣）を除く民間株主出資分中の当社の出資比率です。

**(8) 主要な事業内容**（2020年３月31日現在）

当社グループは、次のとおり原油・天然ガスの探鉱開発をはじめとする石油・天然ガス関連事業を行っております。

［石油・天然ガス関連事業］

| 種　　別 | 事　　業　　内　　容 |
|---|---|
| 原油・天然ガス | ・原油・天然ガスの探鉱開発、生産、仕入、販売（ＬＮＧ及びビチューメンに関する事業を含む） |
| 請負 | ・坑井の掘削作業、坑井に関する作業、物理探鉱作業、パイプライン保守管理等の請負 |
| その他 | ・石油製品の製造、販売等<br>・原油、天然ガス及びＬＮＧの受託輸送 |

**(9) 主要な営業所及び工場**（2020年３月31日現在）

［石油・天然ガス関連事業］

| | | | |
|---|---|---|---|
| 原油・天然ガス | 当社　本社 | 東京都千代田区 | |
| | 日本海洋石油資源開発㈱　本社 | 東京都千代田区 | |
| | 国内事業拠点 | 当社　北海道事業所 | 北海道苫小牧市 |
| | | 秋田事業所 | 秋田県秋田市 |
| | | 長岡事業所 | 新潟県長岡市 |
| | | 相馬事業所 | 福島県相馬郡新地町 |
| | | 仙台事務所 | 宮城県仙台市 |
| | | 日本海洋石油資源開発㈱　新潟鉱業所 | 新潟県新潟市 |
| | | 白根瓦斯㈱ | 新潟県燕市 |
| | 海外事業拠点 | 当社　ヒューストン事務所 | 米国テキサス州ヒューストン市 |
| | | ジャカルタ事務所 | インドネシア共和国ジャカルタ市 |
| | | アバディーン事務所 | 英国アバディーン市 |
| | | ドバイ事務所 | アラブ首長国連邦ドバイ |
| | | シンガポール事務所 | シンガポール共和国 |
| | | ジャパン カナダ オイルサンド社 | カナダアルバータ州カルガリー市 |
| | 研究開発拠点 | 当社　技術研究所 | 千葉県千葉市 |
| 請負 | 国内事業拠点 | ㈱地球科学総合研究所 | 東京都文京区 |
| | | ㈱物理計測コンサルタント | 東京都千代田区 |
| | | エスケイエンジニアリング㈱ | 東京都千代田区 |
| | | ㈱ジャペックスパイプライン | 新潟県長岡市 |
| | | 北日本防災警備㈱ | 新潟県新潟市 |
| その他 | 国内事業拠点 | エスケイ産業㈱ | 東京都港区 |
| | | ㈱ジャペックスエネルギー | 東京都千代田区 |
| | | 北日本オイル㈱ | 山形県酒田市 |
| | | 秋田県天然瓦斯輸送㈱ | 秋田県秋田市 |

**(10) 使 用 人 の 状 況**（2020年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

| 使　　用　　人　　数 | 前　年　度　末　比　増　減 |
|---|---|
| 1,739名<br>(473) | － 2名<br>(－21) |

（注）　使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は（　）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 919名<br>(193) | +15名<br>(− 7) | 40.9歳 | 17.1年 |

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は（ ）内に外数で記載しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数の算出にあたっては、使用人のうち他社からの出向者等（126名）を除外しております。

**(11) 主要な借入先の状況**（2020年３月31日現在）

| 借入先 | 借入残高 |
|---|---|
| シンジケートローン（注） | 62,558百万円 |
| ㈱国際協力銀行 | 62,558 |
| ㈱北越銀行 | 1,290 |

(注) ㈱みずほ銀行をエージェントとし、㈱三菱ＵＦＪ銀行、㈱三井住友銀行からのローンにより構成される協調融資です。

**(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当年度中、記載すべき事項はありません。

## 2. 会社の現況

**(1) 株式の状況**（2020年３月31日現在）

① 発行可能株式総数 120,000,000株
② 発行済株式の総数 57,154,776株
③ 株主数 10,874名
④ 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 経済産業大臣 | 19,432,724株 | 34.00% |
| 日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口） | 2,897,900 | 5.07 |
| 国際石油開発帝石㈱ | 2,852,212 | 4.99 |
| ＪＦＥエンジニアリング㈱ | 1,848,012 | 3.23 |
| ＯＲＢＩＳ ＳＩＣＡＶ | 1,670,904 | 2.92 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口） | 1,233,400 | 2.16 |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 | 1,171,900 | 2.05 |
| MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB | 1,040,499 | 1.82 |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT | 1,025,211 | 1.79 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 | 969,352 | 1.70 |

(注) 持株比率は、自己株式（2,303株）を控除して算出しております。

**(2) 新株予約権等の状況**

該当する事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役<br>会長 | 渡辺　修 | カナダオイルサンド㈱取締役<br>日本海洋石油資源開発㈱取締役 |
| 代表取締役社長<br>社長執行役員 | 藤田昌宏 | 日本海洋石油資源開発㈱代表取締役社長<br>㈱ジャペックスガラフ代表取締役社長<br>ジャペックス モントニー社会長 |
| 代表取締役<br>副社長執行役員 | 檜貝洋介 | 社長補佐<br>営業本部長、秘書室、資材部担当<br>㈱ジャペックスエネルギー取締役<br>北九州エル・エヌ・ジー・ローリー販売㈱取締役 |
| 取締役<br>専務執行役員 | 井上尚久 | 国内事業本部長、ＨＳＥ統括部担当<br>日本海洋石油資源開発㈱取締役 |
| 取締役<br>常務執行役員 | 大関和彦 | 海外事業統括、アジア・オセアニア事業本部長<br>海外コマーシャル室、新規事業推進室担当 |
| 取締役<br>常務執行役員 | 伊藤　元 | 米州・ロシア事業本部長<br>ジャペックス モントニー社社長<br>サハリン石油ガス開発㈱取締役 |
| 取締役<br>常務執行役員 | 平田敏幸 | カナダオイルサンドプロジェクト部担当<br>ジャパン カナダ オイルサンド社会長<br>カナダオイルサンド㈱代表取締役社長 |
| 取締役<br>常務執行役員 | 山下通郎 | 経理部担当<br>ジャパン カナダ オイルサンド社取締役<br>カナダオイルサンド㈱取締役 |
| 取締役<br>常務執行役員 | 石井美孝 | 導管事業部担当<br>広域ガス供給本部長、相馬・電力事業本部長<br>福島ガス発電㈱代表取締役社長 |
| 取締役 | 小島　明 | 政策研究大学院大学理事・客員教授<br>(一財)国際経済連携推進センター理事長 |
| 取締役 | 伊藤鉄男 | 西村あさひ法律事務所オブカウンセル<br>ユニゾホールディングス㈱監査役<br>高砂熱学工業㈱監査役<br>旭化成㈱監査役 |
| 取締役 | 山下ゆかり | (一財)日本エネルギー経済研究所 理事 計量分析ユニット担当<br>国際エネルギー経済学会（International Association for Energy Economics, Inc.）会長 |
| 常勤監査役 | 内田賢二 | |
| 常勤監査役 | 下村恒一 | |
| 監査役 | 渡辺裕泰 | 日比谷パーク法律事務所顧問<br>(公財)日本関税協会理事長 |
| 監査役 | 中島敬雄 | |

（注）1．取締役　藤田昌宏及び山下ゆかりは、2019年６月27日開催の第49回定時株主総会で新たに就任いたしました。
2．取締役　深澤　光は、2019年６月27日付で退任いたしました。
3．2019年６月27日開催の第49回定時株主総会終結の日の翌日以降に在任していた取締役のうち、事業年度中に退任した者は次のとおりです。

| 退任時の地位 | 氏名 | 退任時の担当及び重要な兼職の状況 | 退任日 | 退任理由 |
|---|---|---|---|---|
| 代表取締役社長<br>社長執行役員 | 岡　田　秀　一 | 日本海洋石油資源開発㈱代表取締役社長<br>㈱ジャペックスガラフ代表取締役社長<br>ジャペックス　モントニー社会長<br>横　浜　ゴ　ム　㈱　取　締　役 | 2019年10月８日 | 辞任 |
| 取　締　役<br>常務執行役員 | 田　中　啓　誉 | カンゲアン エナジー インドネシア社社長 | 2019年11月１日 | 辞任 |

4．取締役　小島　明、伊藤鉄男及び山下ゆかりは、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
5．監査役　渡辺裕泰及び中島敬雄は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
6．常勤監査役　下村恒一は、当社海外事業部門におけるプロジェクトマネジメントに係る豊富な経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7．監査役　渡辺裕泰は、大蔵省（現　財務省）等での行政執行や大学院教授としての経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8．監査役　中島敬雄は、長年に亘る金融機関での経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
9．取締役　小島　明の兼職先との間に記載すべき取引関係等はありません。
10．取締役　伊藤鉄男のユニゾホールディングス㈱、高砂熱学工業㈱及び旭化成㈱の兼職はいずれも社外監査役に該当いたします。なお、兼職先との間に記載すべき取引関係等はありません。
11．取締役　山下ゆかりの兼職先である（一財）日本エネルギー経済研究所との間に調査業務の受委託の取引があり、また、同研究所が主催する学会イベントに対し、協賛を行っております。なお、当社は同研究所の賛助会員です。
12．監査役　渡辺裕泰の兼職先との間に記載すべき取引関係等はありません。
13．当社は取締役　小島　明、伊藤鉄男及び山下ゆかり、監査役　渡辺裕泰及び中島敬雄を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
14．当社は2014年５月12日付で戦略・コマーシャル担当としてAjay Singh（アジャイ　シン）にスペシャルアドバイザーを委嘱いたしております。
15．当社は2005年６月24日付で執行役員制度を導入いたしております。

なお、取締役を兼任しない執行役員は以下のとおりです。

| 地位 | 氏名 | 担当または主な役職 |
|---|---|---|
| 専務執行役員 | 菅　剛志 | 営業本部副本部長 |
| 常務執行役員 | 浜田　康史 | 技術本部長 |
| 執行役員 | 村山　隆平 | 中東・アフリカ・欧州事業本部長 |
| 執行役員 | 加来　仙一朗 | 広域ガス供給本部副本部長 |
| 執行役員 | 国安　稔 | カンゲアン エナジー インドネシア社社長 |
| 執行役員 | 安藤　純一郎 | 海外コマーシャル室長 |
| 執行役員 | 松永　正 | 人事部担当 |
| 執行役員 | 脇嶋　良平 | ＬＮＧ販売調達部担当 |
| 執行役員 | 中村　常太 | 長岡事業所長 |
| 執行役員 | 天野　正徳 | 相馬・電力事業本部副本部長 |
| 執行役員 | 宮台　隆将 | 相馬事業所長 |
| 執行役員 | 本山　喜彦 | 内部統制、総務法務部、情報システム部担当 |
| 執行役員 | 高畑　伸一 | 技術本部副本部長 |
| 執行役員 | 中島　俊朗 | 経営企画部、広報ＩＲ部担当 |

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分 | 対象人員 | 報酬等の総額 |
|---|---|---|
| 取締役 | 15名 | 483百万円 |
| 監査役 | 4 | 64 |
| 合計 | 19 | 547 |
| （うち社外役員） | (5) | (53) |

（注）1．上記の対象人員には、2019年６月27日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名、2019年10月８日付で退任した取締役１名及び2019年11月１日付で退任した取締役１名を含みます。
2．上記の金額は、当年度中に支給あるいは引当てのなされた役員報酬及び役員賞与引当金からなっております。
3．上記報酬等の総額のほか、2015年６月24日開催の第45回定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給額として、2019年６月27日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名への退職慰労金として21百万円を支給しております。

③　社外役員に関する事項

イ）取締役　小島　明

〔重要な兼職の状況及び当社との関係〕

・上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。

〔主要取引先等特定関係事業者との関係〕

・該当する事項はありません。

〔当年度における主な活動状況〕

・取締役会は13回開催中全てに出席し、新聞社等での豊富な経営経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

〔責任限定契約の内容の概要〕

・当社と取締役　小島　明氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

〔当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額〕

・該当する事項はありません。

ロ）取締役　伊藤　鉄男

〔重要な兼職の状況及び当社との関係〕

・上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。

〔主要取引先等特定関係事業者との関係〕

・該当する事項はありません。

〔当年度における主な活動状況〕

・取締役会は13回開催中10回出席し、法律の専門家としての豊富な経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

〔責任限定契約の内容の概要〕

・当社と取締役　伊藤鉄男氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

〔当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額〕

・該当する事項はありません。

ハ）取締役　山下　ゆかり

〔重要な兼職の状況及び当社との関係〕

・上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。

〔主要取引先等特定関係事業者との関係〕

・該当する事項はありません。

〔当年度における主な活動状況〕

・取締役会は10回開催中全てに出席し、エネルギー経済及びエネルギー・環境政策等の専門家としての豊富な経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

〔責任限定契約の内容の概要〕

・当社と取締役　山下ゆかり氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

〔当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額〕

・該当する事項はありません。

（注）取締役　山下ゆかり氏につきましては、2019年６月27日開催の第49回定時株主総会における選任後の状況を記載しております。

二）監査役　渡辺　裕泰

〔重要な兼職の状況及び当社との関係〕

・上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。

〔主要取引先等特定関係事業者との関係〕

・該当する事項はありません。

〔当年度における主な活動状況〕

・取締役会は13回開催中全てに出席し、監査役会は11回開催中全てに出席し、大蔵省（現　財務省）等での行政執行や大学院教授としての豊富な経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

〔責任限定契約の内容の概要〕

・当社と監査役　渡辺裕泰氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

〔当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額〕

・該当する事項はありません。

ホ）監査役　中島　敬雄

〔重要な兼職の状況及び当社との関係〕

・上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、記載すべき事項はありません。

〔主要取引先等特定関係事業者との関係〕

・該当する事項はありません。

〔当年度における主な活動状況〕

・取締役会は13回開催中全てに出席し、監査役会は11回開催中全てに出席し、金融機関での豊富な経営経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

〔責任限定契約の内容の概要〕

・当社と監査役　中島敬雄氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

〔当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額〕

・該当する事項はありません。

**(4) 会計監査人の状況**

① 名　　称　　EY新日本有限責任監査法人

② 報 酬 等 の 額

| | |
|---|---|
| 当年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 71百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 99百万円 |

（注）1．当社の国内子会社につきましてもEY新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。なお、当社の重要な子会社のうち、Japan Canada Oil Sands Ltd.、Japex (U.S.) Corp.、JAPEX UK E&P Ltd.、JAPEX Montney Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3．当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠が適切であるかについて確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断したため、会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

「収益認識に関する会計基準」に関する助言業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法等の法令に違反した場合、職務を怠った場合、その他会計監査人としてふさわしくない行為があったと判断される場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

**(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況**

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況については、当社ホームページ（https://www.japex.co.jp/）に掲載しています。

**(6) 株式会社の支配に関する基本方針**

株式会社の支配に関する基本方針は、当社ホームページ（https://www.japex.co.jp/）に掲載しています。

# 連結貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（百万円未満は切捨表示）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| | 百万円 | | 百万円 |
| **流動資産** | **213,054** | **流動負債** | **35,738** |
| 現金及び預金 | 160,077 | 支払手形及び買掛金 | 12,237 |
| 受取手形及び売掛金 | 27,510 | 役員賞与引当金 | 75 |
| 有価証券 | 4,000 | その他 | 23,425 |
| 商品及び製品 | 5,223 | **固定負債** | **151,236** |
| 仕掛品 | 167 | 長期借入金 | 118,774 |
| 原材料及び貯蔵品 | 11,141 | 繰延税金負債 | 9,878 |
| 短期貸付金 | 19 | 役員退職慰労引当金 | 88 |
| その他 | 4,946 | 退職給付に係る負債 | 3,528 |
| 貸倒引当金 | △ 31 | 資産除去債務 | 15,432 |
| **固定資産** | **414,078** | その他 | 3,535 |
| **有形固定資産** | **294,038** | **負債合計** | **186,975** |
| 建物及び構築物 | 173,682 | **純資産の部** | |
| 坑井 | 26,984 | **株主資本** | **365,212** |
| 機械装置及び運搬具 | 34,129 | **資本金** | **14,288** |
| 土地 | 16,670 | **利益剰余金** | **350,934** |
| 建設仮勘定 | 31,466 | **自己株式** | △ 11 |
| その他 | 11,103 | **その他の包括利益累計額** | **37,494** |
| **無形固定資産** | **6,823** | **その他有価証券評価差額金** | **33,061** |
| その他 | 6,823 | **繰延ヘッジ損益** | **181** |
| **投資その他の資産** | **113,216** | **為替換算調整勘定** | **3,494** |
| 投資有価証券 | 88,922 | **退職給付に係る調整累計額** | **756** |
| 長期貸付金 | 43 | **非支配株主持分** | **37,450** |
| 繰延税金資産 | 8,003 | **純資産合計** | **440,157** |
| 退職給付に係る資産 | 971 | | |
| その他 | 16,034 | | |
| 貸倒引当金 | △ 44 | | |
| 海外投資等損失引当金 | △ 715 | | |
| **資産合計** | **627,132** | **負債純資産合計** | **627,132** |

# 連結損益計算書

〔自　2019年4月1日
　至　2020年3月31日〕

（百万円未満は切捨表示）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| | 百万円 | 百万円 |
| **売上高** | | **318,822** |
| **売上原価** | | **271,780** |
| **売上総利益** | | **47,042** |
| **探鉱費** | | **893** |
| **販売費及び一般管理費** | | **31,864** |
| **営業利益** | | **14,283** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 1,096 | |
| 受取配当金 | 5,618 | |
| 有価証券売却益 | 240 | |
| 持分法による投資利益 | 11,960 | |
| 為替差益 | 2,425 | |
| その他 | 2,313 | 23,654 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 4,641 | |
| 有価証券売却損 | 1 | |
| その他 | 660 | 5,303 |
| **経常利益** | | **32,635** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 1 | 1 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産売却損 | 14 | |
| 固定資産除却損 | 193 | |
| 減損損失 | 524 | 733 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **31,903** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,318 | |
| 法人税等調整額 | 469 | 4,788 |
| **当期純利益** | | **27,114** |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 299 |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **26,815** |

# 貸 借 対 照 表

（2020年３月31日現在）

（百万円未満は切捨表示）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| | 百万円 | | 百万円 |
| **流動資産** | **132,488** | **流動負債** | **38,812** |
| 現金及び預金 | 87,614 | 買掛金 | 7,618 |
| 売掛金 | 16,821 | リース債務 | 213 |
| 有価証券 | 1,000 | 未払金 | 1,438 |
| 商品及び製品 | 3,832 | 未払費用 | 5,582 |
| 原材料及び貯蔵品 | 9,870 | 未払法人税等 | 121 |
| 前渡金 | 8 | 預り金 | 131 |
| 前払費用 | 499 | 関係会社預り金 | 23,333 |
| 未収収益 | 2 | 役員賞与引当金 | 69 |
| 関係会社短期貸付金 | 9,651 | 資産除去債務 | 228 |
| 未収入金 | 1,780 | その他 | 73 |
| 立替金 | 617 | **固定負債** | **23,381** |
| その他 | 789 | リース債務 | 1,791 |
| **固定資産** | **310,148** | 繰延税金負債 | 6,873 |
| **有形固定資産** | **91,195** | 退職給付引当金 | 2,603 |
| 建物 | 10,788 | 資産除去債務 | 11,774 |
| 構築物 | 30,207 | その他 | 339 |
| 坑井 | 318 | **負債合計** | **62,194** |
| 機械及び装置 | 30,245 | 純資産の部 | |
| 船舶 | 2 | **株主資本** | **347,203** |
| 車両運搬具 | 4 | **資本金** | **14,288** |
| 工具、器具及び備品 | 2,093 | **利益剰余金** | **332,926** |
| 土地 | 14,136 | 利益準備金 | 3,572 |
| リース資産 | 1,622 | その他利益剰余金 | 329,353 |
| 建設仮勘定 | 1,774 | 海外投資等損失準備金 | 2,540 |
| **無形固定資産** | **1,323** | 探鉱準備金 | 13,700 |
| 借地権 | 174 | 特別償却準備金 | 144 |
| ソフトウエア | 975 | 固定資産圧縮積立金 | 568 |
| その他 | 173 | 探鉱投資等積立金 | 47,246 |
| **投資その他の資産** | **217,630** | 別途積立金 | 171,600 |
| 投資有価証券 | 70,740 | 繰越利益剰余金 | 93,554 |
| 関係会社株式 | 154,976 | **自己株式** | **△ 11** |
| 関係会社長期貸付金 | 4,986 | **評価・換算差額等** | **33,239** |
| 長期前払費用 | 1,742 | **その他有価証券評価差額金** | **33,057** |
| 前払年金費用 | 40 | **繰延ヘッジ損益** | **181** |
| その他 | 1,074 | **純資産合計** | **380,442** |
| 貸倒引当金 | △ 17 | | |
| 海外投資等損失引当金 | △ 15,913 | | |
| **資産合計** | **442,637** | **負債純資産合計** | **442,637** |

# 損 益 計 算 書

（自　2019年4月1日<br>至　2020年3月31日）

（百万円未満は切捨表示）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| | 百万円 | 百万円 |
| **売上高** | | **217,079** |
| **売上原価** | | **186,680** |
| **売上総利益** | | **30,399** |
| **探鉱費** | | **828** |
| **販売費及び一般管理費** | | **21,677** |
| **営業利益** | | **7,893** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 608 | |
| 受取配当金 | 18,095 | |
| 有価証券売却益 | 240 | |
| その他 | 4,163 | 23,108 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 338 | |
| 休止設備関連費用 | 316 | |
| 休鉱山管理費 | 52 | |
| 為替差損 | 410 | |
| その他 | 166 | 1,282 |
| **経常利益** | | **29,718** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 1 | 1 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産売却損 | 0 | |
| 固定資産除却損 | 158 | |
| 減損損失 | 524 | 683 |
| **税引前当期純利益** | | **29,035** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,107 | |
| 法人税等調整額 | 514 | 3,622 |
| **当期純利益** | | **25,413** |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2020年５月18日

石油資源開発株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　湯　川　喜　雄　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　崎　一　彦　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉　田　　剛　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、石油資源開発株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石油資源開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2020年５月18日

石油資源開発株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　湯　川　喜　雄　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　崎　一　彦　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉　田　　剛　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、石油資源開発株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月19日

石油資源開発株式会社 監 査 役 会

常勤監査役 内 田 賢 二 ㊞

常勤監査役 下 村 恒 一 ㊞

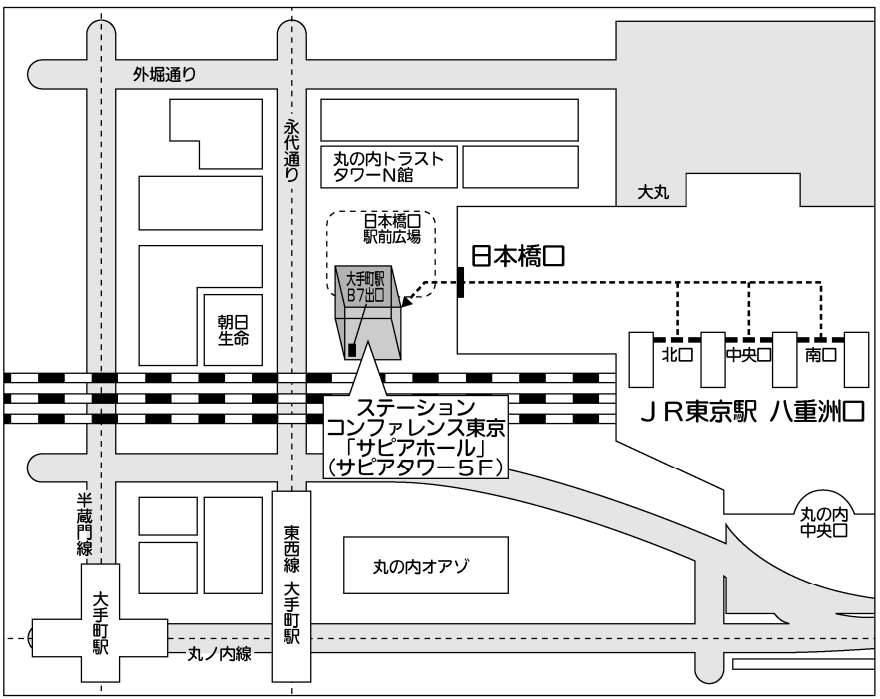
社外監査役 渡 辺 裕 泰 ㊞

社外監査役 中 島 敬 雄 ㊞

以 上

# 株主総会会場案内図

東京都千代田区丸の内一丁目７番12号
ステーションコンファレンス東京「サピアホール」（サピアタワー５階）
電話　03-6888-8080（代表）




ＪＲ東京駅　八重洲北口改札口より徒歩４分
新幹線専用改札口（日本橋口）より徒歩２分
地下鉄　大手町駅Ｂ７出口より徒歩２分
(地下鉄をご利用の場合、東京メトロ東西線大手町駅が最寄駅となります。)